

平成 22 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 3 月 4 日

益田委員

最初に取調監督制度について伺います。この質問をしようと思った動機は、2月20日の神奈川新聞と朝日新聞で、鎌倉署の2人の警部補に対する戒告処分が行われたという記事を見たからでございます。この本題に入る前に、私は、新聞記事で見たのですが、若干、神奈川新聞と朝日新聞の事象のとらえ方が違うので、簡単でいいですから、この2人の警部補が戒告を受けたという現実の事象と、戒告という処分はどの程度の処分なのか、ちょっと説明していただけますか。

警察本部総務課長

委員御指摘の鎌倉署の2人の警部補ですけれども、1名につきましては、冒頭御案内のありました取調監督の関係、いわゆる被疑者の取調べに当たりまして、たばこや清涼飲料水等を被疑者に与えたという便宜供与事案でありました。また、もう1名の警部補ですけれども、通院護送の際に、その後の治療に必要な承諾書を御家族の方から頂く必要があったために自宅に行って、直接御家族の方から同意書等を頂いたということで、本来であれば、別の機会にそういう手続をとるという部分であったかと思えます。こうした点をとらえまして、この2名の職員が規律の違反等をしたということでございます。結果といたしまして、2月20日の新聞等でも見ていただいたとおり、戒告という処分でございますが、懲戒処分でありまして、非常に重く受け止めているところでございます。

益田委員

この取調監督制度から入っていきますが、この可視化の問題については、党を代表しての意見ではなく、私の勝手な意見を言いますが、何でこれが引かかるかということ、ちょっと面倒くさいことを聞いてほしいんですけども、この可視化の問題については、民主党さんが衆議院のマニフェストでこの実現を挙げているんですね。これは、民主党さんとしても誤解してもらっちゃ困るけれども、これは政策でぶつかり合う話じゃないから、政争の具にしようということではないから、そこだけは、何でそんなこと言ってるんだと思われるから、事実だけ申し上げます。それで、民主党さんに可視化法案というものを成立させるための議連がありまして、それで、この可視化法案が参議院で可決しているんですね。しかし、当時は野党だったからこの問題は余りみんな気にしなかったのですが、今、与党になって、中心になるある方が、これは刑事法体系を基本から変えることになるとおっしゃってる。そのときは議員立法でよかったのですが、これは内閣提出法案でなくてはならないんだということを、今言っておりますので、これはこれでブレーキがかかっているなというふうには思うんですね。もし、民主党さんの案で言うと、全面可視化ということになると、交通違反を調べる白バイやパトカーでも、録音とかについて全部伝えなければならぬ。そういう極めて中まで入り込んだ法案、そういうことなんです。

それで、もう一つは、現時点で国家公安委員長と法務大臣の意見が若干違っているんですね。国家公安委員長は、これをもしやるとすると、司法取引やお

とり捜査といった新しい捜査手法をセットして導入しなければ、これできませんよと。当然だと思いますよ。日本の捜査というか、その進め方というのは、自白を中心というか、偏重というか、そうなってるわけでしょう。これはもう、諸外国で全然違うやり方をしているわけですし、だから一方では、司法取引だとかおとり捜査とかがあってしかるべきことなんです。これは国家公安委員長がおっしゃっている。それから、法務大臣は、またちょっと違うことをおっしゃっておりまして、これはこれで検討されていくと思いますが、この取調監督制度というのは、非常に私は重要だと思っています。そういうことを前提に聞きますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

まず、取調監督制度が導入されるに至った経緯と目的について、ちょっと伺いましょうか。

警察本部総務課長

まず最初に、取調監督制度の導入に至った経緯でございます。平成19年中でございますが、富山県や鹿児島県におきまして、被疑者の取調べの在り方が問われるような深刻な無罪判決等が相次いだということが一点ございます。また、裁判員裁判制度の導入を控えまして、一般国民から選ばれる裁判員の心証形成に資するという観点からも、警察の捜査手続や、被疑者取調べの適正性の確保が求められたということがございます。このような理由から、警察庁が取調べに対する監督の強化を目的といたしまして、制度化を図ったということでございます。

次に、取調監督制度の目的についてでございます。目的につきましては、この制度を活用いたしまして、警察内部のチェック機能を働かせるということにより、不適正な取調べを未然に防止する。そして、警察捜査に対する国民、あるいは県民の皆様の信頼を確かなものにする。こうしたことが目的でございます。

益田委員

それでは、取調監督室の体制と業務内容について話していただけますか。

警察本部総務課長

取調監督室は、総務部の総務課に設置をしております。取調監督室の体制についてですけれども、県警察では、早期に取調監督制度の趣旨や内容等を職員に周知させるために、全国的にも早い平成20年6月2日に、取調監督室発足準備室を設置いたしております。さらに、平成20年9月8日には、県の公安委員会規則を改正いたしまして、取調監督室を、先ほど申しましたように私ども警察本部総務課の一機関として明確に位置付け、また、管理官以下17人の体制といたしまして、現在に至っているという状況でございます。

また、業務内容でございますが、警察署における取調監督制度を実効あるものとするために、各警察署の警務課長を取調監督官に指定いたしております。また、取調監督室に巡察官というものを置きまして、県内を五つの方面に分けて担当させるなど、取調べの適正化確保に努めているところでございます。具体的に申し上げますと、巡察官や指定された署の取調監督官による取調室の外部からの視認や、取調べの関係書面の閲覧により、取調状況の確認を行うほか、

取調監督制度の周知と徹底を図るために、警察署等の巡回による指導、教養を行っています。

益田委員

これ、実は、平成20年6月定例会で、確か当時、自民党の加藤委員だと思えますが、この話を伺っておまして、そのときは、まだ準備が途中だったのではという話でありましたので、今、確認させてもらいました。さて、そこで、監督対象行為というのは、当然あるわけですし、これについて、そのときに加藤委員にもある程度答えているのですが、確認も含めて、どういう行為なんだということを教えてください。

警察本部総務課長

監督対象行為につきましては、国家公安委員会規則でございます被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則におきまして、取調べに係る不適正行為につながるおそれのある客観的で外形上明白な行為を監督対象行為として、類型的に規定をしております。具体的に申し上げますと、六つの類型がございます。一つ目でございますが、やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。二つ目に、今申し上げたものを除きますけれども、直接または間接に、有形力を行使用すること。三つ目に、ことさらに不安を覚えさせ、または困惑させるような言動をすること。四つ目といたしまして、一定の姿勢、または動作をとるよう、不当に要求すること。五つ目に、便宜を供与し、または、供与することを申し出、もしくは約束すること。六つ目に、人の尊厳を著しく害するような言動をすること。以上、このような六つのまず類型がございます。さらにこの六つに加えまして、取調時間の管理という観点から、警察本部長または警察署長の事前の承認を得ない次のような二つの時間帯の取調べについて、監督対象行為と見なすというふうに定めておりますが、一つは、午後10時から翌日の午前5時までの間の被疑者の取調べ、それから二つ目に、1日につき8時間を超えての被疑者の取調べ、これについては、事前の承認が必要と、このような類型になっております。

益田委員

さて、そこで、今度は具体的な取調べの監督方法について、伺いたいと思います。

警察本部総務課長

取調べの監督方法につきましては、一つ目として取調室の外部からの視認、いわゆる目視で行うという方法と、二つ目に、事件指揮簿や取調状況報告書など、取調関係書面の閲覧といった手段で行うこととなります。取調室の外部からの視認につきましては、透視鏡、ドアスコープを利用して行っております。また、取調関係書面を閲覧し、取調時間及び承認の有無を確認するなどしているところでございます。

益田委員

透視鏡については、6月に高山委員が質問されており、あそこで私も聞いておりましたけれども、これは、それぞれの署、54署ですか、みんなやっていると、こういうことですよ。それでいいのですよね。

警察本部総務課長

取調室のある警察署、本部もありますけれども、そこでこのような監督を行っているということでございます。

益田委員

これは、先ほど言ったような法の可視化の問題までぐっとつながっていったような、一番最初のステップだと思うので、非常に重要だと思うんですね。だからといって、滅茶苦茶な取調べは、やってはいけないわけですし、そうすると、この目視、または報告書の閲覧、これについて、総務課内の17名のスタッフでやっている。課長は、前は茅ヶ崎の署長さんでしたっけ。だから御自身が茅ヶ崎署にいたときには、当然、それもおやりになったと思いますが、それ以外の署にこういうことをやれと言っても、なかなか難しいというか、徹底しないということがあることが非常に心配なわけでございまして、御自身が警察署を回って、こういうことだよ、こういうことをきちんとやって下さいみたいな話をしたことがあるのではないかと、勝手に私は思っておりますが、あったかなかったかも含めて、全部回ったかどうかは分かりませんが、問題点というのがあったら話してください。

警察本部総務課長

まず、監督を行う側の体制の話ですけれども、私ども取調監督室のチームで5方面に分けて、巡察という形で現場で視認を行い、指導、教養も併せて行っております。また、一つ一つの警察署では、警務課長を取調監督官、さらには、警部補以上のスタッフといいますか補助官を指定しております。昨年秋の異動後で、1,400人強の人間が補助者になっておりますので、警察署においては、私どもの巡察による確認を含めまして、それぞれ警察署で自らその監督に当たるセクションである警務課が署内の取調室における被疑者の取調べについて視認等、実際にきめ細かく行っているという実態でございます。

実際には取調監督室長以下でやっていただいておりますので、私の方では実際の現場には行っておりませんが、署長から電話等でも、いろいろと相談を受けたりしておりますので、そうした状況の中で、いろんなことを承知しているところでございます。

昨年6月の補正予算においてお認めいただいておりますので、今年度中に全部整備されます透視鏡ですけれども、これがこの3月中に、すべての取調室に付設されるということでございますから、これまで以上に視認をきちっとできるという状況が整ったのかなと思っておりますのでございます。

益田委員

今、課長は忙しいから、全部一つ一つは回ってはいけないよということだと、それだけが仕事じゃないのだということだと思っておりますが、犯罪が起きて、取調べを行ってという、一番初期の段階で重要なところなわけですよ。だから、いろんな業務の中の一つということよりも、これは各署で、ここをきちんとしないと、やっぱり県民の信頼というのは得られないと思う。一方で、取り調べられる人というのは、悪いことをやったであろうという前提でやっていて、善人が調べられているわけではないのだから、こういう話が出ると、県民というのは、いきなり性善説に変わって、やれ人権だ何だって話になるけれども、やはりそれでは犯罪は防げないわけですから、適正にやってほしい。皆さん方

を私らは本当に頼りにしているわけですから、そういった意味で言うと、この件に関しては課長の仕事は非常に大事だと思います。

それで、今回の鎌倉署の件が監督行為の対象事例なのかなど。先ほどの便宜を供与し、または供与することを申出もしくはこれを約束することというのに当たっているのかなど思っているのですが、その認識は間違いないのかということと、この監督行為の対象事例というのは、神奈川県ではこれは何番目ですか。その二つを教えてください。

警察本部総務課長

最初の御質問につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

2件目の鎌倉署の件につきましては、本県における初めての監督対象行為の事例でございました。

益田委員

分かりました。これも、こういうものがきちんと決まってるから、監督対象行為になっているわけですし、こういうものがなかったときには、たばこを吸わせたとか、手術するための同意書ももらいに行ったということが、それほどものなのかなどどうなのかって、ちょっと私は分からないのだけど、私はどうしても、人がいいものだから、現場の人たちのことを考えると、そんなことやって、取調べの足かせみたいにならなければいいけどなど、一瞬思いましたよ。決して見逃していいという話ではありませんよ。私が言ってるのは、そういうことじゃなくて、いわゆる監督行為の中である、いわゆる体に接触するだとか、直接、間接に有形力を行使するだとか、そういう極端なことや人の尊厳を著しく害するような言動をすることによってということに分かるけれども、あ、こういうふうに厳しいのだなと思いつつ、逆の方に針が振れなければいいなと思ったというのは感想ですから、どうぞ皆さん方、身内を罰することですから、やっていただいてそれは結構でございますが、そう思いましたということを申し上げます。

それで、では、今度のこのことを機会に、何かとった対策があったら、教えてください。

警察本部総務課長

県警察では、これまでも取調監督室をはじめ、被疑者の取調べにかかわる各部の指導担当部門におきまして、取調監督制度の目的や内容を周知するための教養、あるいは執務資料の発行、さらには捜査員個々へのしっかりした指導というものを行ってまいりました。今回の鎌倉警察署の事案を受けまして、こうした指導、教養を更に強化するとともに、事案の原因や動機に関する検証を行って、その結果を捜査員に還元して、再発防止に全力を挙げているところでございます。

また、休日や深夜における視認監督の強化や、各部と連携いたしました再発防止を図るための対策として、各部の指導担当部門との連絡会などを開催するなど、情報の共有化、あるいは意思統一を図っていくものでございます。

益田委員

最初から私が申し上げているとおり、この取調べの適正化をきっちりやらないと、先ほど言った可視化の問題が大きくクローズアップされてくると。先ほ

ど言ったとおり、民主党のマニフェストには、これを書いてあるわけですが、民主党さんの中でも、様々な議論があるのは当然のことだと思います。そういう、何て言うのか、現場がきちんとしていれば、こんな全面可視化なんていうことを言わなくてもよみみたいな空気になって、そういう法律ができてくることを、私は恐れているのです。今のこういう監督制度がきっちりしてればいいわけだから、先ほどこちょっと刑事総務課長が話されたけれども、これは私のとらえ方が違っていたら勘弁だけれども、あんまり可視化というのをやると、やりにくくなるんですよみたいな雰囲気のことがあったけれども、実際本当にそうだと思いますよ。先ほども言ったとおり、交通違反を調べる白バイやパトカーまで、録音だ何だって、録画の機材を付けるなんていう、そんなものは非現実的であって、何て言うか、極めて先鋭的になることを防ぐという意味でも、取調べの適正化というのは非常に大事だと思いますが、最後に、このことについてどう思っているか、お話をいただきたいと思います。

警察本部総務課長

県警察といたしましては、今後とも警察捜査に対する信頼を確かなものとするために、取調監督制度を活用した警察組織内のチェック機能を十分に働かせることによりまして、不適正な被疑者取調べの未然防止を図り、更なる取調べの適正化に努めてまいり所存でございます。よろしくお願いいたします。

益田委員

本当に、何回も言いますが、私は犯罪を犯したであろう人たちに、いいかげんにやれとか、そういうことを言っているわけではないのです。一部、傍聴のようなものが認められた法律があったと思います。あのときも、様々な議論をしたんだよね。で、大体、そういうことをやらない方がいいっていうのは、私の感想だけど、どうやら自分がそっち側の該当者になりそうだと思うやつがそんなことを言っているわけだけれども、もし国でこの法案が議論されるときには、かなり重大な法案になるから、頑張ってくださいよ。お願いしますね。

もう一つ、今度は安全防災局の方で、先ほども話が出ておりましたが、高圧ガスの保安対策についてお伺いをいたします。2月13日ですか、海老名総合運動公園と圏央道海老名ジャンクションを会場として、圏央道車両多重事故対応訓練について新聞にも出ておりましたけれども、先ほどは、工場での事故の話がありましたが、私はむしろ、動く車両の方の高圧ガスの問題について、お伺いと確認をしておきたいと思います。

私も、高圧ガスって何だって、全然分からなくて、にわか勉強でしたけれども、大した質問ができなくて申し訳ありませんが、この訓練について報道されておりました。そこで、いわゆる運送車両の事故が、県内と全国でどのぐらい起きているのかということ、まず概略を知るために教えてもらえますか。

工業保安課長

高圧ガス運送車両の事故件数でございますけれども、高圧ガスの事故ということに限定させていただきます。平成20年度全国で27件発生しております。県内の最近の状況でございますが、県内ですと、平成19年に1件ございました。これは、プロパン屋さんのようにボンベをバラに積んでいる車でございました。平成18年度には、タンクローリー車で1件、また、平成17年度にバラ積み車で

2件というのが、最近の状況でございます。このほか、高圧ガスの事故にはなっていないのですけれども、東名高速道路横浜町田インターチェンジにおきまして、平成19年と平成20年に連続して、高圧ガスを積載したタンクローリー車が、ちょうどインターチェンジのカーブの所でございますけれども、横転したということがありまして、このときは、幸いにして高圧ガスの漏えいがなかったということで、交通事故として取り扱われております。このような事例がございます。

益田委員

プロパンガスの容器が散乱して爆発したと。これは西湘バイパスの話じゃないかと思いますが、それから、もう一つのトラックとタンクローリーの正面衝突ですが、これについても私、記事で持っております。今、後に話があった東名の入口の、ものすごい急カーブのところで横転したというのも聞きました。これらの事故が起きたときに、まず事故を掌握するわけでしょうけど、その掌握の仕方というのは、どうやるのでしょうか。

工業保安課長

ただいまお話がございました事故につきましても、高圧ガス保安法という法律で、事故が発生した場合には、県知事または警察に事故を届け出る義務があるというものが決まっております。この規定を受けまして、県では、高圧ガス運送基準として、県の行政指導になりますけれども、運送基準というものを定めまして、高圧ガス運送車両による事故発生時の連絡体制など、事故時に行うべき措置を定めております。この基準に定める事故時の連絡方法として、まず第一報が警察、消防、ついで、運送会社の自社事業所、それから近隣の防災事業所、これは一応、事故が起こったときに対応する事業所を定めておりますけれども、その後、通報を受けた者から、私ども工業保安課、または地域県政総合センターの方へ連絡するというような順番になってございます。

益田委員

今、第一報は警察、消防で、その後に事業所その他となっていくという話でしたが、私も、ちょっと勉強してみても、高圧ガスの怖さというのは、何となくというか分かったような気がするのですけれども、これは大変な危険なものだということで、警察、消防に第一報がいったところで、警察、消防では対応できないということが当然起きることが、私のような素人でも分かるのですが、そういった問題を含めて、常日ごろ、どのようなことに取り組んでいるのか、教えてもらえますか。

工業保安課長

ただいま委員お話しのとおり、高圧ガスの事故というのは、警察、消防だけでは対応がなかなか難しいということで、本県では、高圧ガスの運送途上における災害発生及び拡大防止を中心に、地域防災組織といいますか、団体として高圧ガスの運送事業者を中心に構成しております、(社)神奈川県高圧ガス防災協議会が昭和47年に設立をしております。この協議会の主な事業活動でございますけれども、先ほど申しましたように、会員事業所の中から、防災事業所というものを指定しまして、事故発生時に警察、消防等からの要請に応じて、その防災事業所が出動すると。それで、災害の拡大防止のための応援、助言活

動というものを行うということを行っております。また、高圧ガスを運送する運送員等に対して、高圧ガスの知識を理解してもらうための保安講習というものも、この団体が毎年開催をしております。しかしながら、事故時における、運送員、防災事業所と警察、消防の連携した活動というものを行う必要があるということで、私ども、毎年、高圧ガス関係の5団体と共催で、高圧ガス地震防災緊急措置訓練というものを毎年実施しているということでございます。

益田委員

今、最後に訓練をやってらっしゃるという話ですが、どのような方を対象にして、どんな目的でやってらっしゃるのかしら。

工業保安課長

まず、この訓練の対象でございますけれども、高圧ガスの取扱事業所を中心に、災害時に応援する防災事業所、それから、警察、消防などの防災関係機関の参加をいただいて、訓練会場、毎年ローテーションで県内6箇所を回るようにしております。ですから、6年に1回ぐらい各地区に回ってくるということでございますが、そういうことで、県内全域にわたる事業所の方にも参加をしていただくということでございます。

本訓練は、高圧ガスの運送時の災害防止を図るためということで、昭和48年から開始をしておりますけれども、平成元年から地震時における災害というものに、ちょっと目的を切り替えまして、訓練を開催しているということで、平成21年度で通算37回実施をさせていただいております。

次にこの訓練の目的でございますけれども、先ほども申し述べましたけれども、地震など災害発生時に行う最小限の安全措置の実践的な訓練、それから高圧ガスの特性とか危険性を再認識していただく。それから、高圧ガスの事業者が迅速かつ適切な措置を習得する。さらに関係保安団体や防災事業所、それから県、警察、消防の連携、協力体制の充実強化を目的としているということでございます。

益田委員

事故現場というのは、何となくイメージで分かるのですけれども、警察、消防が行きます。それから、それ以外に、さっきのお話だと、高圧ガス防災協議会から様々な人たちが派遣されて、現場に駆け付けます。こういう場合、実際にその場で指揮をとる、ここは警察の範ちゅうで、火を消すなら火を消すとか、それを守るのは消防だよとか、指揮官というのか、中心になって指揮系統を明確にする人というのは、決まってるんですか。

工業保安課長

現場によって、いろいろ状況が違いますけれども、やはりガスの性状なり対応が一番知っているのは、防災事業所の方だと思うんです。ですから、防災事業所の方は、警察の方に、こういうふうにしてほしいと、消防の方には、場合によってはタンクに水をかけてくれというような指示を差し上げるというようなことが、その訓練の中で一応確認できていると考えております。

益田委員

ということは、防災事業所の人非常に重要な立場に立っていて、当然、警察、消防もそれぞれのやるべき仕事があるわけで、別な言い方をすれば、縄張



りがあるとは思いますが、その防災事業所の派遣された人というのは、現地へ行って、一目で分かるような対応で対応していると、こういうことでよろしゅうございますか。

工業保安課長

ただいま委員お話しのとおり、事故が起こった際に、車に積まれている色々な諸機材の中に、どういうガスを積んでいるとか、これはどういう対応をなささいということを記載したイエローカードというものを、すべての運送車両が所持をしております。ですから、そのイエローカードに基づきまして、あ、これは、こういうガスが入っているのだなということは分かりますので、それにしたがって、防災事業所なりがこういう対応をしてほしいという指示をするというような形になっております。

益田委員

神奈川県がこれだけ広い中で、事故がどこで起きるか分からない。県西部の端っこで起きる、港の突端の方で起きる、横浜市の真ん中で起きる、いろいろあるのですが、そういう場合に、この防災事業所の方というのは、各地域でそんなに時間がかからずに行けるだけの事業所というのがあるのですか。

工業保安課長

防災事業所につきましては、先ほどはちょっと別の事故の話のときに、私どもの高圧ガスの関係は、各工業保安課と各地域県政総合センターの方でやっているということで、各地域県政総合センター毎に、約15から20の会社が防災事業所と定められております。運送員は、運送員必携というカードを持っておりまして、その中に防災事業所が明記されているというふうになっております。

益田委員

これは、後で教えてもらえば、勉強してきますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度は小田原で訓練をやったということが報道されたのは、私も知っておりますし、案内も来たりしてございましたけれども、一応、概要と特徴についてお話しただけですか。

工業保安課長

まず訓練の概要ですけれども、大きく三つで構成されております。一つ目がLPガス、それから酸素、水素、それから半導体の製造で用いられておりますモノシランという、ちょっと特殊な名前のガスがございますけれども、そういうガスがどのように燃焼するのか、そういうのを見ていただくという訓練。二つ目が、一般的に溶接などで使われておりますアセチレンガスなどで、安全機器がきちんと働いているのかどうかというのを見ていただくものです。また、家庭用のカセットコンロ、それから殺虫剤のスプレーなどを加熱しまして、缶を破裂させ、爆発的に燃焼するところを実験で示し、その威力を体験していただきました。また、三つ目でございますけれども、地震時の対応訓練ということで、LPガス事業者によりまして、地震で被災した家庭用LPガス設備の復旧、それから広域避難所へのLPガスの応急供給などの訓練を行い、続きまして、タンクローリーなどの高圧ガス運送車両が、運送途上で地震に遭遇し、交通事故に巻き込まれて、タンクの一部が破損し、ガスが漏えいしたという想定

での、運送員、防災事業所、警察、消防の連携した緊急措置訓練、以上が訓練の概要ということで、大体同じような訓練を毎年やっておりますけれども、今年度の特徴といたしましては、事故によりバラ積み車から転落したボンベから漏えいした塩素ガスを中和するための薬剤をヘリコプターで運ぶというような訓練も、今回は実施をさせていただきました。

益田委員

訓練をずっと積み重ねてきて、一応、当然そこには成果を求めていると思いますが、どんな成果があったのか、話してもらえますか。

工業保安課長

訓練の成果ということで、3点ほど挙げられるかと思っておりますけれども、1点目が、高圧ガスの取扱事業所をはじめ、警察、消防など参加者が訓練を通じて、高圧ガス災害の特殊性、先ほどの爆発とかそういう特殊性を理解するほか、運送途上の事故を想定した緊急訓練を行うことで、関係者相互の連携が図れるのかなということでございます。2点目でございますけれども、高圧ガスの従事者がこの訓練を実体験するというので、保安意識の高揚、それから見学された事業者の方が事業所へ戻っての保安教育訓練への活用ということ。3点目が、家庭用のLPガスの復旧訓練とか、そういうカセットコンロのカートリッジの燃焼破裂実験というもので、一般の方に身近な素材を扱うということで、見学に地元の方もいらしておりますので、そういう方に、高圧ガスへの認識を深めてもらう、そういう3点があるのではないかと考えております。

益田委員

今、従事者の話が出てきました。これは、夜、タンクローリーだとか、LPガスを運んでいる中型車や大型車が走っておりますけれども、警察の方の免許の関係で聞きたいのですけれども、これは、積載する目的が高圧ガスなんて書いてあるのがあっても、そういうことを想定して免許を発行するのではなくて、大型だ、中型だ、小型だということの、いわゆる交通の範ちゅうで警察は、個人に免許証を発行している、こういうことでもいいのでしょうか。

交通総務課長

委員御指摘のように、タンクローリーの最大積載量だとか、車両総重量等によって異なります。例えば、大型車であれば大型免許、中型車であれば中型の免許、普通車であれば普通免許を持っていただきまして、けん引車であれば、その大きさに応じたけん引免許が必要となっております。

益田委員

ということは、その免許を取る時点で、自分は、もちろん最初から、そういう一つの高圧ガスだ、危険物だとか、そういったものを運ぶということを前提に免許を取る人もいると思いますが、それとは別に、免許を取るときには、全く車を動かすという、そういうことの免許証でことは済むと。その人が就職した先がそういう場所であったり、会社だったりすると、そういうことにぶつかっていくと、こういうことですよ。それで、問題は、先ほど、何はともあれ、皆さん方がよくおっしゃることは、事故が起きたときに、大事なのは最初だと。その時点で、当然、そういう車両を持っているところは、高圧ガスだとか、危険だとか書いてありますが、それには、きちんと積んでおかなければいけない、

事故があったときには、こういうものを使うのだよという、そういうことが決められていて、そういうものは積んでいるというふうに思っているのでしょうか。

工業保安課長

運送車両につきましては、高圧ガス保安法の規定がございませけれども、こういうものを積んでいるのかは、イエローカード。そのほかに、資機材ということで、赤旗でございませとか、懐中電灯、周りの車に避難を呼び掛けるメガホンとか、車の周りを囲んでしまうロープ、車輪止め、場合によっては、漏えい検知剤、あと、バルブを閉めるときの革手袋、そういうものは常備しておきなさいということで、あと、このほかに高圧ガスの場合は、消火器を常備しております。

益田委員

積載しているものによって、事故に遭った場合に、今持っているようなものだけで、初期活動というのか、中には消火器が役に立たないということもあるのだらうし、それでほぼ十分だと思っておりますか。いや、もうちょっと本来なら、こういうのを積んでもらいたいな、なんていうのはありますか。どうなのですか。

工業保安課長

先ほど申しましたのは、一般的な事例でございませるので、ガスの種類によって、毒性があるものであれば、マスクですとか、そういうものも携帯しているということがございませ。そのほか、特に持ち運びはできないのですけれども、防災事業所の方で、場合によってはボンベを収納する容器、そういうものを県内の東と西に1基ずつ用意しているという状況で、なるべく早く対応していきたいと考えております。

益田委員

質問はこれで終わりますが、私は、素人ですから、消火器だけでことは足りないだろうと思ひます。積んでるものによっては、これが流れ出したり、また吹き出したりしたら、非常に危険だというものについて、やはり最低限の消火器だとか、手袋だとか、メガホンだとか、ロープだとかは、余りにも、直接的ではな過ぎるという感じがしました。だからと言って、運送業者の人たちに、こういうものをやりなさいと言ったって、今の運送業者の状態から考えると、経営状態だつてあるから無理ですよ。高いものか安いものか、ちょっと分かりませませんが、イメージとして、私は無理だと思ひます。安全防災局というのは、そういうところをきちんとするのが仕事だと思ひますよ。できれば、そういう業者で非常に危険なものを、もし運んでると。これには、一番初期対応でこれがいいのだよというのがあれば、そういうものこそ、補助金を出してあげて、対応してあげるとかすれば、それは結果的に県民の命を守ることになるのだから、そういうところまで、きめ細かにやった方がいいと思ひますね。そういうところをきちんとやらないと、例えばプロパンガスなんていうのは、重いんでしよう。下に沈んでるわけでしょう。どこかで聞いたことあるけれども、全然何でもなかったけれども、どこかの地下にたまっていて、爆発するのしないのっという話を聞いたことがあるけれども、そういう二次災害に近いような問題も

起きてくるわけで、ですから、そういったことを踏まえて、何か行政としてできること、手を差し伸べてあげられること、そういうものを探し出して、やっていくべきであると思っておりますので、できること、できないこと、あるのですが、是非御検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。